



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *8 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (情報政策課) 1
- *9 和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則 (環境生活総務課) 1
- *10 和歌山県農林大学校校則の一部を改正する規則 (経営支援課) 4
- *11 和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課) 8

規 則

和歌山県規則第8号

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例施行規則 (平成16年和歌山県規則第61号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(行為の禁止等) 第2条 略 2 条例第4条に規定する指定管理者 (センターの管理を指定管理者が行うことができない場合 <u>にあつては、知事。第4号、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。</u>) は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1)~(5) 略 (委任) 第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、 <u>知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。</u>	(行為の禁止等) 第2条 略 2 条例第4条に規定する指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1)~(5) 略 (委任) 第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、 <u>指定管理者が知事の承認を受けて別に定める。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第9号

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成31年和歌山県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個体に含まれるもの)

第2条 条例第2条第1項の個体に含まれる規則で定めるものは、孢子とする。

(公示事項)

第3条 条例第4条第2項第4号の規則で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

(防除の公示)

第4条 条例第4条第2項の規定による公示は、同項各号に掲げる事項を、和歌山県報に掲載して行うものとする。

(証明書の様式)

第5条 条例第5条第3項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(補償請求書)

第6条 条例第6条第2項の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

- (1) 請求者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 補償請求の理由
- (3) 補償請求額の総額及びその内訳

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式 (第5条関係)

(表面)

第 号	
和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例第 5 条 第 3 項の規定による証明書	
写真	所属 職名及び氏名 生年月日 年 月 日 発行
	和歌山県知事 印

105ミリメートル

74
ミ
リ
メ
ー
ト
ル

(裏面)

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例 (抜粋)
(土地への立入り等)

第 5 条 知事は、前条第 1 項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第 1 項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 略

和歌山県規則第10号

和歌山県農林大学校校則の一部を改正する規則

和歌山県農林大学校校則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農林大学校校則の一部を改正する規則

和歌山県農林大学校校則（昭和58年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第35条 略</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 附属施設 (使用の許可)</p> <p><u>第36条 次に掲げる農林大学校の附属施設（以下単に「附属施設」という。）を使用しようとする者は、農林大学校附属施設使用許可申請書（別記第3号様式）を知事に提出して、その許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 風倒木処理練習施設</u></p> <p><u>(2) 伐倒練習施設</u></p> <p><u>2 附属施設の使用は、農林大学校が行う授業又は研修に支障を及ぼさない範囲内において、農林大学校の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいう。）以外の日の午前9時から午後4時までの間に限るものとする。ただし、知事が農林大学校の運営上支障がないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(許可の条件)</p> <p><u>第37条 知事は、前条第1項の許可に農林大学校の運営上必要な条件を付することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(使用料の納付)</p> <p><u>第38条 第36条第1項の許可を受けた者（第40条から第43条までにおいて「使用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 使用料の額及びその納付方法は、関係条例等に定めるところによる。</u></p> <p><u>3 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の事情のため使用することができなかつたときは、知事は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(使用料の減免)</p> <p><u>第39条 知事は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の林業労働力確保支援センターが行う林業労働力の確保のための研修その他催しに附属施設を使用する場合その他特別の事由があると認める場合は、使用料を減免することができる。ただし、その研修その他催しに参加する者から附属施設の使用に要する費用を徴収する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、農林大学校附属施設使用料減免申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(行為の禁止等)</p>	<p>第35条 略</p>

第40条 第36条第1項の許可を受けて附属施設を使用する場合は、農林大学校においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 農林大学校の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (3) 善良な風俗を乱し、又は農林大学校の職員、学生その他農林大学校を利用する者及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (4) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農林大学校の運営を妨げる行為をすること。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、附属施設の使用の中止若しくは使用時間の変更を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) 知事の指示した事項に違反したとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、農林大学校の運営上特に必要があると認められるとき。

3 校長は、第1項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、農林大学校の運営上必要な範囲において、附属施設の使用を拒否し、若しくは中止させ、又は農林大学校から退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由なく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 校長の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農林大学校の運営上支障があると認められる者

(施設の損傷等の届出等)

第41条 使用者は、附属施設その他農林大学校の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第42条 使用者は、故意又は過失により附属施設その他農林大学校の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を真に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第43条 使用者は、附属施設の使用を終了し、第40条第2項若しくは第3項の規定による命令を受け、又は同条第2項の規定による許可の取消しを受けたときは、速やかに当該附属施設を原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第5章 雑則
第44条 略

第4章 雑則
第36条 略

別記様式に次の2様式を加える。

別記第3号様式 (第36条関係)

年 月 日

農林大学校附属施設使用許可申請書

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

電話番号

下記のとおり農林大学校の附属施設を使用したいので、和歌山県農林大学校校則第36条第1項の規定により申請します。

なお、農林大学校の附属施設の使用に当たっては、同規則の規定を遵守します。

記

種別	使用目的	使用年月日	使用時間	使用料 (円)
			～	
			～	
合計				

別記第4号様式 (第39条関係)

年 月 日

農林大学校附属施設使用料減免申請書

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

電話番号

下記のとおり使用料の減免を受けたいので、和歌山県農林大学校校則第39条第1項の規定により申請
します。

記

1 種別

2 使用日時

3 減免を受けようとする理由

4 減免を受けようとする金額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第36条第1項の規定による使用の許可の申請及び改正後の第39条第1項の規定による使用料の減免の申請に関し必要なその他の行為は、この規則の施行の日前においても、改正後の第36条、第39条、別記第3号様式及び別記第4号様式の規定の例により行うことができる。

和歌山県規則第11号

和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県都市公園条例施行規則 (昭和34年和歌山県規則第92号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定の申請) 第14条 略 2 条例第17条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1)・(2) 略 (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類 (4)～(7) 略</p> <p>別記第1号様式 (第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">都市公園内行為許可申請書</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____</p> <p>略</p> </div> <p>別記第3号様式 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">公園施設設置 公園施設管理 許可申請書</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____</p> <p>略</p> <p>備考 1～3 略 4 提出部数 <u>2通</u></p> </div> <p>別記第4号様式 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">都市公園占用許可申請書</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____</p> <p>略</p> <p>備考 1～3 略 4 提出部数 <u>2通</u></p> </div>	<p>(指定の申請) 第14条 略 2 条例第17条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1)・(2) 略 (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類 (4)～(7) 略</p> <p>別記第1号様式 (第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">都市公園内行為許可申請書</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">職業 _____ 電話番号 _____</p> <p>略</p> </div> <p>別記第3号様式 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">公園施設設置 公園施設管理 許可申請書</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">職業 _____ 電話番号 _____</p> <p>略</p> <p>備考 1～3 略 4 提出部数 <u>3通</u></p> </div> <p>別記第4号様式 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">都市公園占用許可申請書</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">職業 _____ 電話番号 _____</p> <p>略</p> <p>備考 1～3 略 4 提出部数 <u>3通</u></p> </div>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。